

開発許可関係手続 申請・届出の手引き (Ver. 1)

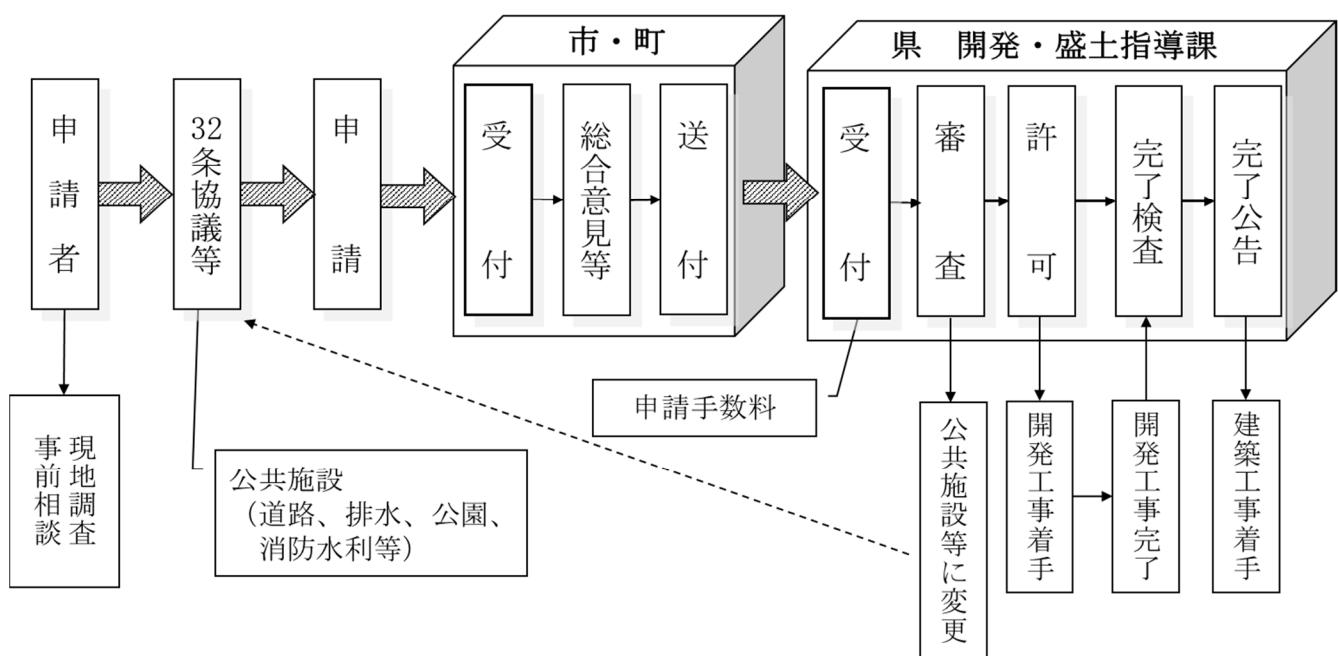
令和7年10月
福岡県建築都市部開発・盛土指導課

目 次

1 開発行為許可申請（法第 30 条）	1
(1) 開発行為 手続のフロー	1
(2) 提出図書の一覧表	2
(3) 設計者の資格について	5
(4) 申請者の資力・信用及び工事施行者の能力に関する書類	6
(5) 法第 34 条に関する申請に必要な図書	8
(6) 分家住宅に関する申請に必要な図書	9
(7) 既存集落内の自己用住宅に関する申請に必要な図書	10
(8) 設計製図凡例	11
(9) 設計図の作成要領	13
(10) 標準処理期間	17
(11) 開発行為許可申請手数料	17
2 開発行為変更許可申請（法第 35 条の2）	18
3 開発行為変更届（法第 35 条の2）	20
4 工事着手届	21
5 工事完了届（法第 36 条第 1 項）	22
6 公共施設工事完了届（法第 36 条第 1 項）	24
7 開発工事廃止届（法第 38 条）	25
8 工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請（法第 37 条）	26
9 建築物特例許可申請（法第 41 条）	27
10 予定建築物等以外の建築等許可申請（法第 42 条）	28
11 建築行為等許可申請（法第 43 条）	29
12 地位承継届（開発許可関係）（法第 44 条）	31
13 地位承継承認申請（法第 45 条）	32
14 証明願（60 条証明）	34

1 開発行為許可申請（法第30条）

（1）開発行為 手続のフロー



(2) 提出図書の一覧表

- 開発許可申請書の提出部数は3部（県及び市町村申請用、本人控え用）です。
- 下記提出図書の一覧表により、必要な図書を添付し、都市計画区域の指定がある市町の場合は当該市町の開発担当課経由で、都市計画区域の指定のない町村の場合は直接県庁開発・盛土指導課に申請してください。
- 申請書の製本の際には提出図書の一覧表の小分類の番号順に整理しその目録を作成し、表紙の次に添付してください。なお、申請書はそれぞれ控図書に添付してください。
- これらの書類を申請者本人以外の者が提出する場合は、委任状を添付してください。

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

図書区分		申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
				自己外	自己業務用	自己居住用	
1	A	開発行為許可申請書	第1号	○	○	○	法第30条 ハガキや名刺と同程度の厚さの用紙(規格：厚口135K(157g/m ²))により提出
	B	調査副申書	同上	○	○	○	
	C	公共施設の整備計画	同上	○	○	○	
	D	設計の方針説明書	同上	○	○	○	
	E	開発登録簿（裏面に土地利用計画図を添付）	第3号	○	○	○	ハガキや名刺と同程度の厚さの用紙(規格：厚口135K(157g/m ²))により提出
	F	資金計画書	第2号の2	○	△	-	△は1ha以上
2	A	開発行為に関する協議の一覧表	第2号の1	○	○	○	
	B	法第32条第2項による公共施設に関する協議書	第4号の1	○	○	○	
	C	都市計画法第32条第1項の規定に基づく同意書（放流先水路管理者）	第5号	○	○	○	

図書区分	申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
			自己外	自己業務用	自己居住用	
D	同上（道路管理者）	第6号	○	○	○	
E	同上（公共施設用地の交換帰属）	第10号	△	△	△	
F	法第40条第1項の適用を受ける公共施設用地の交換帰属の明細書	第11号	△	△	△	
A	土地の登記関係一覧表	第2号の4	○	○	○	
B	公 図		○	○	○	3か月以内有効
C	土地の登記事項証明書		○	○	○	3か月以内有効
D	施行の妨げとなる権利者の同意書（造成協力地を含む）	第2号の5	○	○	○	
E	同意者の印鑑証明書		○	○	○	
4	申請者の資力及び信用・工事施工者の能力に関する書類		○	△	-	△は1ha以上
A	設計者の資格調書	第2号の3	△	△	△	1ha以上
B	設計者の資格証明書		△	△	△	同上
6	市街化調整区域内の場合は法第34条に該当することを証する図書		○	○	○	
7	他法令による許可等の写し		△	△	△	
A	位 置 図		○	○	○	
B	附近見取図		○	○	○	位置図と兼用可
C	求 積 図		○	○	○	
D	現 況 図		○	○	○	
E	土地利用計画図（別にA4判1部）		○	○	○	
F	造成計画平面図		○	○	○	
G	切盛分布図		○	○	○	
H	造成計画縦横断面図		○	○	○	
I	がけの断面図		△	△	△	
J	擁壁の断面図		△	△	△	
K	道路計画縦横断面図		△	△	-	
L	道路構造図		△	△	-	
M	排水施設計画平面図		○	○	○	
N	排水流域図		○	○	△	
O	排水施設縦横断面図		○	○	-	

図書区分	申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
			自己外	自己業務用	自己居住用	
P	排水施設構造図		○	○	○	
Q	給水施設計画平面図		○	○	—	
R	工作物構造図		△	△	△	
9	A 構造計算書（擁壁）		△	△	△	
	B 流量計算書		○	○	△	
	C 工作物等の施設の能力に関する計算書		△	△	△	
10	A 防災計画図		△	△	—	1ha以上
	B 防災連絡用の書類（国土交通省用）		△	△	—	50ha以上
11	委任状（本人申請以外の場合）		○	○	○	
12	知事が必要と認める書類		△	△	△	

(3) 設計者の資格について

開発行為に関する工事のうち、周辺に大きな影響を与え、また設計について専門的な能力を要すると考えられる1ha以上 の開発行為は、次に示す資格を有する者が設計したものでなければなりません（規則第19条）。

1 開発区域の面積が1ha以上20ha未満の工事

- イ 大学（短大を除く）において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後2年以上の実務経験者※1
- ロ 3年制の短大（夜間において授業を行うものを除く）において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後3年以上の実務経験者※1
- ハ 短大、高専又は旧専門学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後4年以上の実務経験者※1
- ニ 高校又は旧中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後7年以上の実務経験者※1
- ホ 技術士法による第2次試験のうち国土交通大臣の定める部門※2に合格した者で2年以上の実務経験者※1
- ヘ 一級建築士で2年以上の実務経験者※1
- ト 土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験者※（うち7年以上は、宅地開発に関する実務経験者※1であること）で国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習※3を修了した者
- チ 大学の大学院又は専攻科（旧大学令による大学の大学院又は研究科）で1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、1年以上の実務経験者※1その他の国土交通大臣がイからトと同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

2 開発区域の面積が20ha以上の工事

- イ 前号のいずれかに該当するもので、20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計※4にかかる図書の作成に関する実務に従事したことのある者
- ロ 国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めた者

※1 実務経験とは、宅地造成工事の設計図面の作成、宅地造成工事の監理の経験をいう。

※2 国土交通大臣が定める部門とは、建設部門、水道部門及び衛生工学部門である。

※3 国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を定める件で、大臣認定を受けて昭和44年以前に行われた講習を含む。

※4 総合的な設計とは、開発行為全体の設計経験をいい、例えば、擁壁の設計、排水の設計など個々の施設の設計に関する設計図書を作成した経験を有する者は該当しない。

(4) 申請者の資力・信用及び工事施行者の能力に関する書類

区分	添付書類	申請者	
		法人の場合	個人の場合
申請者の資力及び 信用に関する書類	1 法人の登記事項証明書	○	—
	2 最近の事業年度における法人事業税に関する納税証明書又は県税に未納がないことの証明書（都道府県税事務所発行）	○	—
	3 最近の事業年度における所得税に関する納税証明書又は未納の税額がないことの証明書（税務署発行）	—	○
	4 事業経歴書（宅地造成に係るもの）	○	○
	5 預金残高証明書※1	○	○
	6 銀行その他から融資をうける場合は融資額証明書※1	○	○
	7 工事請負契約書又は工事請負見積書※1	○	○
	8 宅地建物取引業者免許済を証する書類※2	○	○
	9 固定資産の評価証明書※3	—	○
区分	添付書類	工事施行者	
		法人の場合	個人の場合
工事施行者の能力 に関する書類	1 建設業法第3条第1項の規定による建設業（土木工事業）許可済であることを証する書類（ただし同法施行令第1条の2により500万円未満の工事に係るものを除く）	○	○
	2 法人の登記事項証明書	○	—
	3 事業経歴書※4	○	○

※1 開発区域面積1ha以上の場合又は知事が必要と認める場合添付

※2 分譲目的の場合添付

※3 知事が必要と認める場合添付

※4 事業経歴書記載例は次ページのとおり

株式会社〇〇建設 事業経歴書

工事の名称	施工場所	面 積 区画数	事業年度	備 考
Aマンション	〇〇県△△市××一 丁目2番3 外4筆	1,234.56 m ² 12	令和〇年〇月着工 令和〇年〇月完了	(開発許可番号) 〇開盛第1号-〇〇
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	
			年 月着工	
			年 月完了	

(5) 法第34条に関する申請に必要な図書

各号	内容	必要な図書
第1号	日用品店舗等	1 周辺建築用途現況図 (S : 1/2,500~3,000) 2 配置図 (S : 1/300) 3 各階平面図 (S : 1/100) 4 販売、加工、修理等の業務内容 5 営業に必要な免許証の写し等
第2号	資源の利用に必要な施設	1 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面 (S : 1/300) 2 施設の配置図 (S : 1/300) 3 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 4 平面図
第4号	農林漁業用施設	1 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 2 生産地との関係、取扱量 3 耕作証明や漁業組合証等の農林漁業従事者であることが確認できる資料 4 配置図 5 平面図
第6号	中小企業団地	1 全体配置図 (S : 1/500) 2 事業の概要を説明する書類 3 配置図 4 平面図
第7号	関連工場	1 既存工場に関する申告書 (業種、業態、工程、原料、製品名) 2 申請工場に関する申告書 (業種、業態、工程、原料、製品名) 3 両工場の関連を説明する書類 (作業工程及び原材料、製品等の輸送等) 4 全体計画平面図 5 配置図
第8号	火薬庫	1 周辺建物用途別現況図 (S : 1/500) 2 配置図 3 建物の平面図 4 火薬類の貯蔵に関する概要
第9号	市街化区域に建築が困難なもの(給油所等)	1 周辺建物用途別現況図 (S : 1/500) 2 配置図 3 建物の平面図 4 業務内容を説明する書類
第10号 第11号 第12号	地区計画・条例第4条又は第6条に基づくもの	1 区域図 2 建築可能な用途・規模が分かる資料
第13号	既存権利者	1 区域決定前に既得権を有していたことを証する書類 (登記簿謄本、所有権以外の権利を有していたことを証する書類、農地転用許可証等) 2 申請者の職業 (法人にあっては業務の内容) に関する書類 (自己の居住用の場合を除く)

※ その他、知事が必要と認める書類を求めることがあります。

(6) 分家住宅に関する申請に必要な図書

法第34条第12号（条例第6条第1項第2号イ）

※ 以下の書類は、法第34条（立地基準）に該当することを証する書類である。

※ 申請書類等は別途必要となるため、2～4ページの「(2) 提出図書の一覧表」を参照のこと。

必 要 書 類	作 成 要 領 ・ 注 意 事 項	審査基準
		§ 1-7(3)ア
付 近 見 取 図	・本家の付近見取図(1/2,500以上)	(ア)
公 図	・本家の公図	
土地登記事項証明書	・本家及び申請地の土地登記事項証明書 (区域区分時から確認できるもの。場合により閉鎖登記簿 謄本添付)	(ア) (ク)
建物登記事項証明書	・本家の建物登記事項証明書 (区域区分時から確認できるもの。場合により閉鎖登記簿 謄本添付)	(ア)
住 民 票	・本家及び申請者の住民票 (世帯構成員全員の記載があるもの)	(ア) (キ)
戸 簿 謄 本	・本家及び申請者の戸籍謄本 (本家と申請者の繋がりがわかるもの)	(イ)
家 系 図	・任意書式 (本家と申請者の繋がりがわかるもの)	(イ)
理 由 書	・任意書式 ・住宅を必要とする理由を記載 (現居住地の状況、申請地選定理由、結婚による世帯分離 等)	(工)
	・申請者が過去において当該許可を得ていない旨を記載	(ウ)
勤 務 証 明 書	・申請者の勤務証明書	(カ)
名 寄 帳 又は 無 資 産 証 明 書	・本家(世帯構成員含む)及び申請者(世帯構成員含む)の 土地・家屋課税台帳兼名寄帳又は無資産証明書 ・申請者の現居住地が申請地と異なる市町村に存する場合 は、現住所が存する市町村からも取得	(キ)
敷 地 配 置 図	・縮尺1/200以上、敷地面積500m ² 以下、外壁後退距離1 m以上確保	(ケ)
建 築 物 各 階 平 面 図	・縮尺1/200以上	(コ)
建 築 物 求 積 図	・面積表	
建 築 物 立 面 図	・2面以上、縮尺1/200以上、最高高さ12m以下	

(7) 既存集落内の自己用住宅に関する申請に必要な図書

法第34条第12号（条例第6条第1項第2号口）

※ 以下の書類は、法第34条（立地基準）に該当することを証する書類である。

※ 申請書類等は別途必要となるため、2～4ページの「(2) 提出図書の一覧表」を参照のこと。

必 要 書 類	作 成 要 領 ・ 注 意 事 項	審査基準
		§ 1-7(3)イ
既 存 集 落 図	・市街化調整区域内において建築物の敷地が連たん（建築物の敷地相互間の距離が100m以内）し、連たん中に住宅系建築物の敷地が40以上あるか。 ・縮尺を記載	(ア)
公 図	・申請地の公図	
土地登記事項証明書	・申請地の土地登記事項証明書 (区域区分時から確認できるもの。場合により閉鎖登記簿謄本添付)	(イ)
住 民 票	・申請者の住民票 (世帯構成員全員の記載があるもの)	(カ)
戸 籍 謄 本	・申請者の戸籍謄本 (区域区分時の土地所有者と申請者の繋がりが分かるもの)	(イ)
理 由 書	・任意書式 ・住宅を必要とする理由を記載 (現居住地の状況、申請地選定理由、結婚による世帯分離等)	(カ)
	・申請者が過去において当該許可を得ていない旨を記載	(ウ)
勤 務 証 明 書	・申請者の勤務証明書	(オ)
名 寄 帳 又は 無 資 産 証 明 書	・申請者（世帯構成員を含む）の土地・家屋課税台帳兼名寄帳又は無資産証明書 ・申請者の現居住地が申請地と異なる市町村に存する場合は、現住所が存する市町村からも取得	(カ)
敷 地 配 置 図	・縮尺1/200以上、敷地面積500m ² 以下 ・外壁後退距離1m以上確保	(キ)
建 築 物 各 階 平 面 図	・縮尺1/200以上	(ク)
建 築 物 求 積 図	・面積表	
建 築 物 立 面 図	・2面以上、縮尺1/200以上、最高高さ12m以下	

※ 申請地が農地の場合で、生前贈与により土地を取得する場合は以下の書類を添付。(29条開発許可申請に限る。)

※ 開発許可と農地転用許可は同日付となるため、農地転用許可後に所有権を移転すること。

贈 与 契 約 書	・任意書式	(イ)
農 地 法 第 5 条 許 可 申 請 書 (写)	・許可申請済みであることが確認できる申請書。 (受付印が押印されたもの)	

(8) 設計製図凡例

名 称	記 号	名 称	記 号
方 位		間 知 ブ ロ ッ ク 積 搾 壁	$KH = 2.5$
開 発 区 域 境 界 線		重 力 式 摊 壁	$RCH = 3.0$
工 区 境 界		R C 摊 壁	$RCH = 3.0$
街 区 番 号		消 防 水 利 施 設	消火栓 防火水槽は実在の (F) 形にする。
宅 地 番 号		階 段	
公 共 公 益 用 地		ガードレール	
造 成 計 画 高		ガードフェンス	
敷 地 面 積		落 石 防 護 栅	
B M		車 止 め	可動式又は固定式
位 置		円 形	内 径
高 さ		馬 蹄 形	巾 × 高さ
道 路 番 号 及 び 巾 員		矩 形	巾 × 高さ
測 点		卵 形	呼び名
勾 配 、 延 長	$i = 30\%$ $\ell = 30.00$	U形側溝及び寸法	
変 化 点		L形側溝及び寸法	
縦 断 曲 線		LU形側溝及び寸法	
法 面 、 勾 配 、 高 さ		グレーチング側溝	
		その他の開渠	

名 称	記 号	名 称	記 号
樹 類	-----□-----	有 孔 ヒ ュ ー ム 管	
管 番 号	雨水  i = L =	盲 集 水 樵	○○○
管 径	汚 水  i = L =	給 水 管	+止水栓 50mm
勾 配		境 界 杭	○
管 延 長		街 渠 樵	□
流 水 方 向	→	現 況 保 存	現況保存
雨 水 管 渠	HP 300φ	表 土 除 去	表土除去100m³
汚 水 管 渠		斜 面 段 切 (斜面に盛土をする場合で) (段切の必要のある部分)	段切 100m³
合 流 管 渠		公 園 、 緑 地 (広 場)	緑の実線
既 設 管 渠	→	芝 工	筋芝(貼芝)
横 断 暗 渠	呼び名 -----	鉄 線 蛇 篠 工 フ ト ン 篠 工	
雨 水 円 形 人 孔	○	格 子 柵 ブ ロ ッ ク 工	格子
汚 水 円 形 人 孔	●	張 ブ ロ ッ ク 工	正方形
雨 水 角 型 人 孔	□	供 給 处 理 施 設	茶色の破線
汚 水 角 型 人 孔	■	樹 木	× × ×
礫 暗 渠	◀◀◀◀◀		
蛇 篠 暗 渠	- - - - - ▶		

(9) 設計図の作成要領

(※ 設計図には、これを作成した者がその氏名を記載すること。)

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図	1/25,000 以上	1 方位 2 開発地域（朱書き） 3 開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称 4 各鉄道駅からの交通機関の系路名称 5 開発区域内において排水される雨水・汚水の流末 6 用途地域及びその他規制区域等	・地図（地形図）に表示のこと ・規制区域等は、開発区域及びその周辺について図示のこと。
附近見取図	1/2,500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 土地の形状 4 県界及び市町村界と名称 5 市町村の区域内の町又は字の境界と名称 6 都市計画区域界と名称	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・現況図にまとめて図示してもよい。
現況図	1/1,000 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 道路・河川・水路の幅員 4 地形(等高線は2mの標高差を示すもの) 5 開発区域内及びその周辺の公共・公益的施設の位置及び形状 6 行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等の物件 7 現況写真との照合符号と撮影方向 8 樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあっては規模が1ha以上の開発区域について記載すること。
土地利用計画図	1/1,000 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 造成協力地の境界 4 工区界 5 がけ・擁壁・法面の位置、形状及び記号 6 道路の位置、形状、幅員 7 公共・公益的施設の位置及び形状 8 予定建築物の敷地の形状、面積 9 敷地に係る予定建築物の用途 10 樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状 11 凡例	・予定建築物の用途は住宅・共同住宅・店舗・○○工場と具体的に各敷地毎に記入すること。 ・この図面は開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。
求積図	1/500 以上	1 方位 2 開発区域の全面積 3 道路・水路・公園、広場等の公共・公益的施設を区別した空地の面積 4 造成協力地の面積 5 工区別の面積	・求積図の代わりに求積書を添付してもよい。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
造成計画平面図	1 /1,000 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 切土又は盛土及び表土復元部分の色別 4 がけ・擁壁・法面の位置、形状及び記号 5 道路の位置、形状、延長、角切長さ、幅員勾配及び記号 6 道路の中心線とその測点及び計画高 7 敷地の形状及び計画高 8 街区長辺及び短辺の長さ 9 公園・緑地その他公共用の空地及び公益的施設の位置、形状、規模及び名称 10 工区界 11 地形（現況線） 12 縦横断線の位置及び記号 13 ベンチマークの位置及び高さ 14 消防水利施設の名称、位置及び形状 15 遊水池（調整池）の位置及び形状 16 凡例	・現況図は細線で記すこと（等高線は2mの標高差を示すこと）。 ・道路、擁壁、のり、公園等を色別すること。
切盛分布図	1 /500 以上	1 切土・盛土・表土の復元をする土地の部分	・切土部は黄色、盛土部は緑色、表土復元部は桃色の各々淡色で色別すること。
造成計画縦横断面図	1 /500 以上	1 縦横断面線記号 2 区域境界位置 3 基準線（DL） 4 現地盤面及び計画地盤面 5 切土・盛土・表土復元の色別 6 がけ・擁壁・道路の位置、形状及び記号 7 ボックスカルバート、無孔管暗渠、その他構造物の位置、形状、勾配及び保護の方法 8 法面の位置、形状、勾配及び保護の方法	・現況図は細く、計画線は太く表示のこと。 ・切土部は黄色、盛土部は緑色、表土復元部は桃色の各々淡色で色別すること。 ・区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。
排水施設計画平面図	1 /500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 排水施設の位置、種類、形状、材料及び内のり寸法、勾配 4 水の流れの方向 5 吐口の位置 6 放流先河川、水路の名称 7 排水施設の記号 8 流量計算書との照合符号 9 道路・公園その他の公共・公益的施設及び予定建築物の敷地等の計画高 10 污水処理場の位置、形状 11 凡例	・放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならぬ。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
給水施設 計画平面図	1 /500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 給水施設の位置、種類、形状、材料及び内り寸法 4 取水方法及び位置 5 消火栓の位置及び種類 6 ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置及び形状	・取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・排水計画平面図にまとめて図示してもよい。
道路計画 縦断面図	1 /500 以上	1 測点 2 勾配（%） 3 計画地盤図 4 計画地盤高 5 単距離及び追加距離 6 基準線（DL） 7 道路記号	・区域外取付道路との関連の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。
排水計画 縦断面図	1 /500 以上	1 測点 2 排水渠勾配及び管径 3 管底高 4 人孔種類、位置及び記号 5 人孔間距離 6 基準線（DL） 7 排水施設記号	・道路計画縦断面図にまとめて図示してもよい。
がけの断面図	1 /500 以上	1 がけの記号 2 がけの高さ及び勾配 3 土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 4 がけ面の保護の方法 5 現地盤面 6 がけの前後地盤面	・現況線は細く、計画線は太く表示のこと。
擁壁の断面図	1 /50 以上	1 拥壁の記号 2 拥壁の寸法及び勾配 3 拥壁の材料の種類及び寸法 4 裏込コンクリートの品質及び寸法 5 透水層の位置及び寸法 6 水抜穴の位置、材料及び内径寸法 7 基礎構造の種類と寸法 8 基礎地盤の土質 9 基礎くいの位置、材料及び寸法 10 拥壁を設置する前後の地盤面	・鉄筋コンクリート造擁壁のときは配筋図が必要。
排水施設構造図	1 /50 以上	1 排水施設の記号 2 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等 3 放流先河川、水路の名称、断面、水位（低水位、高水位）及び吐口の高さ	・鉄筋コンクリート造擁壁のときは配筋図が必要。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
道路構造図	1 /50 以上	1 道路の記号 2 道路の幅員構成 3 横断勾配 (%) 4 路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法 5 道路側溝及び埋設管等の位置、形状及び寸法	・排水計画図にまとめて図示してもよい。
工作物構造図	1 /50 以上	1 施設の名称 2 施設の寸法、材料の詳細	・橋梁、終末処理施設、消防水利施設等
防災計画図	1 /2,500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 等高線 4 計画道路位置 5 段切位置 6 表土除去範囲 7 ヘドロ除去範囲及び除去深さ 8 工事中の雨水排水系路及び沈砂池 9 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 10 防災施設の設置時期及び期間 11 凡例	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・防災計画説明書を添付して提出のこと。
排水流域図	1 /1,000 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 集水系統ブロック別に色分け 4 地表水及び排水施設の水の流れの方向 5 流量計画書との照合符号	・区域外の集水状況を図示できる範囲で外周区域を包括したものでなければならない。 ・排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。

(10) 標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間(日)		
		市町	県	計
開発行為の許可 (5ha未満)	法第29条第1項、第2項	10	20	30
〃 (5ha以上20ha未満)	〃	15	30	45
〃 (20ha以上)	〃	15	45	60

注1 ここでいう標準処理期間とは、適法な申請が行政庁に到達してから処分に至るまで通常要すべき標準的な期間であって、行政庁の責に帰すことのできない事情により要する期間は含まない。

注2 開発審査会に付議するために要する期間（通常1か月）は、標準処理期間に含まない。

注3 他法令の許認可等を必要とする開発行為に係る許可・承認等であって、当該他法令の許認可等と同時に扱うものについては、この表に定める標準処理期間を適用しない。

(11) 開発行為許可申請手数料

面積 区分	(1) 自己居住用	(2) 自己業務用	(3) 自己外
0.1ha未満のとき	8,600円	13,000円	86,000円
0.1ha以上～0.3ha未満	22,000円	30,000円	130,000円
0.3ha以上～0.6ha未満	43,000円	65,000円	190,000円
0.6ha以上～1.0ha未満	86,000円	120,000円	260,000円
1.0ha以上～3.0ha未満	130,000円	200,000円	390,000円
3.0ha以上～6.0ha未満	170,000円	270,000円	510,000円
6.0ha以上～10.0ha未満	220,000円	340,000円	660,000円
10.0ha以上のとき	300,000円	480,000円	870,000円

2 開発行為変更許可申請（法第35条の2）

○ 変更許可の対象事項

以下の事項を変更しようとする場合は、変更許可を受ける必要があります（審査基準63ページ参照）。

- ① 開発区域（開発区域を工区に分けたときは開発区域又は工区）の位置、区域、規模
- ② 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途
- ③ 開発行為に関する設計
- ④ 工事施行者
- ⑤ 自己用・非自己用、居住用・業務用の別
- ⑥ 市街化調整区域内において行う開発行為については、当該開発行為が該当する法第34条の号及びその理由
- ⑦ 資金計画

○ 提出図書

- ① 開発行為変更許可申請書（様式第1号の2）

- ② 次の（ア）、（イ）に掲げる図書

（ア）法第30条第2項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの

（イ）その他知事が必要と認める図書

※ 申請書及び添付図書は、変更内容が対照となるように記載する。

※ 申請書は変更前の箇所を朱書きで記載する。

※ 添付図書は変更に伴い内容が変更されるものののみを添付する。

※ 添付すべき設計図面は、変更前の図面に変更後を朱書きで描き、新旧対照ができるようにする。

○ 標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
		市町	県	計
開発行為の変更許可	法第35条の2第1項	10	20	30

○ 開発行為変更許可申請手数料

変更理由	手数料（左の理由の一つに該当する場合）	手数料（左の理由に二つ以上該当する場合）
イ. 設計の変更（口を除く）	開発区域の面積に応じた開発許可申請手数料の額の10分の1※1	イ+口+ハ※2

□. 新たな土地の区域への編入による 変更（第30条第1項第1号～4号 に掲げる事項の変更）	新たに編入される面積に応じた開発 許可申請手数料の額※ ¹	
ハ. その他の変更	10,000円	

※1 開発許可申請手数料の額は17ページを参照。

※2 イ、□、ハの合計額が1件の申請で87万円を超えるときの手数料は87万円とする。

3 開発行為変更届（法第35条の2）

○ 変更届（軽微な変更）について

開発許可の変更のうち、都市計画法施行規則第28条の4の各号で定める軽微な変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を届け出る必要があります。

「軽微な変更」とは、次の（1）から（3）に掲げる事項を変更する場合が該当します。

（1）開発行為の設計の変更のうち、開発区域の変更を伴わない予定建築物等の各敷地の形状変更

※ 以下のものについては、変更許可を受ける必要があります。

ア 予定建築物等の各敷地の規模を10分の1以上の増減を伴うもの

イ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地面積が増加を伴う場合で、当該敷地の変更後の敷地面積が1,000m²以上となるもの

（2）工事施工者の変更

※ 自己居住用の開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。）又は自己業務用の開発行為で当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの以外の開発行為にあっては、工事施工者の氏名、名称、住所の変更以外は、変更許可を受ける必要があります。

（3）工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

○ 提出図書

① 開発行為変更届出書（様式第1号の3）

② 次の（ア）、（イ）に掲げる図書

（ア）法第30条第2項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの

（イ）その他知事が必要と認める図書

※ 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※ 添付図書は変更に伴い内容が変更されるものののみを添付する。

※ 添付すべき設計図面は、変更前の図面に変更後を朱書きで描き、新旧対照ができるようにする。

4 工事着手届

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
		自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
① 工事着手届	第15号		○		県規則第5条
② 現況写真（許可標識も確認できること）			○		

5 工事完了届（法第36条第1項）

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種 別			備 考
		自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
① 工事完了届出書	第16号	○			法第36条
② 土地の登記関係一覧表	第2号の4	○			
③ 公図		○			完了時のもの
④ 土地の登記事項証明書（公共施設のみ）		△			帰属する公共施設の部分は写しで可
⑤ 公共施設の登記嘱託書の案（市町用）		△			県には写しを添付
⑥ // （県土整備事務所用）		△			//
⑦ 確定測量図（公共施設のみ）		△			
⑧ 位置図		○			
⑨ 完成平面図		○			
⑩ 竣工写真		○			
⑪ 工事工程写真（※）		○			
⑫ 知事が必要と認める図書		△			

※ 工事工程写真については、審査基準64ページで定められた開発工事の各工程に達したとき、工程ごとに撮影されたものを提出すること

○ 工事完了届提出にあたっての留意事項

開発許可を受けた者は、原則として完了届提出時までに次の事項を行う必要があります。

ア 開発区域については、区域を特定するため分筆を行うこと。

イ 開発行為により設置される公共施設の用に供する土地については、原則として分筆を行い、所有権以外の権利を抹消すること。

ウ 開発行為により未登記の公有地の払下げを受けた土地については、当該土地の表題登記を行うこと。

○ 檜検済証の交付と工事完了公告

検査の結果、工事が開発行為の許可の内容に適合していると認められたときは、開発許可を受けた者に都市計画法施行規則第30条で定める検査済証が交付されます。

また、許可権者（県）は、検査済証を交付してから遅滞なく、福岡県公報への登載により開発工事の完了公告を行います。工事完了の効果（建築制限の解除、公共施設の管理及び帰属等）は、完了公告を行った後に生じます。

○ 標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
		市町	県	計
工事完了検査及び検査済証の交付	法第36条第2項	8	22	30

6 公共施設工事完了届（法第36条第1項）

- 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種 别			備 考
		自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
公共施設工事完了届出書	第17号	○	○	○	法第36条 (添付書類は「5 工事完了届出書」 に準ずる)

- 公共施設工事完了届提出にあたっての留意事項
- 検査済証の交付と工事完了公告
- 標準処理期間

22～23ページ「5 工事完了届（法第36条第1項）」に準じます。

7 開発工事廃止届（法第38条）

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
		自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
① 開発行為に関する工事の廃止の届出書	第18号		○		法第38条
② 同上に係る理由書及び防災措置			○		
③ 位置図、現況平面図			○		
④ 現況写真			○		
⑤ 知事が必要と認める図書			△		

8 工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請（法第37条）

○ 概要

- ◆ 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、法第36条第3項の公告があるまでの間は、原則として、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはなりません。ただし、開発行為と建築行為が密接な関係にあるため、工事工程上の理由等により建築工事と切り離して施工することが不適当であり、開発工事と建築工事を同時に行つたとしても開発区域及びその周辺の安全性に支障がない場合、においては都道府県知事等の承認を得ることにより、例外的に工事完了公告前の建築行為が認められる場合があります。
- ◆ 建築等承認申請が認められる場合については、審査基準66ページを参照してください。

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種 別			備 考
		自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
① 建築等承認申請書	第21号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法第37条
② 記約書（申請者、施工者、設計者）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
③ 位置図		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
④ 配置図		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑤ 建築物等の平面図		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑥ 現況写真（許可標識も確認できること）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑦ 知事が必要と認める図書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	用途によっては立面図

○ 標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
		市町	県	計
工事完了公告前の建築等承認	法第37条第1号	8	12	20

9 建築物特例許可申請（法第41条）

○ 概要

- ◆ 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができます（法第41条第1項）。
- ◆ 法第41条第1項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはなりません。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、特例として建築ができる場合があります。
- ◆ 建築物等特例許可申請に係る基準は、審査基準67ページを参照してください。

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
		自己外	自己業務用	自己居住用	
① 建築物特例許可申請書	第22号	<input type="radio"/>			法第41条
② 位置図			<input type="radio"/>		
③ 附近見取図			<input type="radio"/>		
④ 配置図			<input type="radio"/>		
⑤ 建築物等の平面図			<input type="radio"/>		
⑥ 二面以上の立面図			<input type="radio"/>		
⑦ 建築物等概要書			<input type="radio"/>		
⑧ 知事が必要と認める図書				<input type="triangle"/>	

○ 標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
		市町	県	計
建築物の敷地等に関する制限の例外許可	法第41条第2項	10	15	25

○ 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料

建築物の敷地、構造および設備に関する制限の特例	知事が建築物の形態制限区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めた場合	46,000円
-------------------------	--	---------

10 予定建築物等以外の建築等許可申請（法第42条）

○ 概要

- ◆ 開発区域内に予定建築物以外の建築物等が立地すると、開発許可制度による規制の効果が著しく失われるため、都市計画法第42条第1項本文では、開発許可を受けた区域内において、工事完了公告があつた後は、開発許可を受けた予定建築物以外の建築物の建築を制限することを定めています。
ただし、知事が当該開発区域における利便の増進若しくはその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したときは、予定建築物等以外の建築等が可能となります。
- ◆ 予定建築物等以外の建築等許可申請に係る基準は、審査基準68~71ページを参照してください。

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
		自己外	自己業務用	自己居住用	
① 予定建築物等以外の建築等許可申請書	第23号	○			法第42条
② 公図		○			
③ 位置図		○			
④ 附近見取図		○			
⑤ 用途別現況図		○			
⑥ 配置図		○			排水施設も明示すること
⑦ 建築物等の平面図		○			
⑧ 法第34条各号に該当することを証する図書		○			8ページの表「法第34条に関する申請に必要な図書」を参照
⑨ 知事が必要と認める図書		△			

○ 標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
		市町	県	計
予定建築物以外の建築等許可	法第42条第1項	8	17	25

○ 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料

開発許可を受けた土地における建築等の制限の特例	用途地域等が定められているとき、または知事が利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認める場合	26,000円
-------------------------	--	---------

1.1 建築行為等許可申請（法第43条）

○ 概要

- ◆ 都市計画法第29条第1項の開発許可是主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する土地の区画形質の変更（開発行為）を規制することにより秩序ある市街化の形成を図ることを実現しようとしますが、規制の効果を完全にするためには、開発行為の規制だけでは不充分であって、例えば市街化調整区域に関する都市計画が決定される前までに造成された宅地に住宅がそのまま建築される場合のように、開発行為を伴わずに行われる建築行為等も規制の対象とすることが必要となります。そこで、都市計画法第43条では、市街化を抑制するという趣旨から特に徹底して規制を行うことが望ましい市街化調整区域においては、開発行為を伴わない、開発許可を要することなく行われる建築行為等を規制しています。
- ◆ 都市計画法第43条第1項の規定により、市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域で行われる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設にあたっては、都道府県知事等の建築許可を受ける必要があります。
- ◆ 建築行為等許可申請に係る基準は、審査基準74～79ページを参照してください。

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
		自己外	自己業務用	自己居住用	
① 建築行為等許可申請書	第24号	○			法第43条
② 公図		○			
③ 土地の登記事項証明書		○			3か月以内有効
④ 建築行為等同意書	第25号	○			所有権者のみ
⑤ 同意者の印鑑証明書		○			
⑥ 法第34条各号に該当することを証する図書		○			8ページの表「法第34条に関する申請に必要な図書」を参照
⑦ 位置図		○			
⑧ 附近見取図		△			
⑨ 求積図		○			
⑩ 配置図		○			排水施設も明示すること
⑪ 敷地縦横断面図		○			
⑫ 擁壁の断面図		△			
⑬ 建築物等の平面図		○			
⑭ 知事が必要と認める図書		△			

○ 標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
		市町	県	計
開発許可を受けた区域以外における建築等許可	法第43条第1項	10	20	30

○ 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料

建築の種類	敷地の面積	手数料
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の行為	0.1ha 未満の場合	6,900円
	0.1ha 以上～0.3ha 未満の場合	18,000円
	0.3ha 以上～0.6ha 未満の場合	39,000円
	0.6ha 以上～1.0ha 未満の場合	69,000円
	1.0ha 以上の場合	97,000円

12 地位承継届（開発許可関係）（法第44条）

○ 趣旨

- ◆ 開発許可又は法第43条第1項の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人の有していた開発許可に基づく地位を承継します（法第44条）。
- ◆ 「一般承継人」とは、相続人のほか、合併後存続する法人（吸収合併の場合）又は合併により新たに設立された法人（新設合併の場合）を指します。
- ◆ また、「許可に基づく地位」とは、許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、例えば、許可権者との関係において、
 - ① 適法に開発行為又は法第43条第1項の許可を要する建築行為若しくは用途の変更を行うことができる権能
 - ② 公共施設の管理者との同意、協議によって定められている公共施設の設置、変更の権能
 - ③ 土地所有者等との工事につき同意を得ているという地位
 - ④ 工事完了の届出義務、工事廃止の届出義務等をいいます。
- ◆ 法第44条の規定に基づき、開発許可又は法第43条第1項の許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、地位承継届出書により届け出なければなりません（福岡県都市計画法施行細則第12条）。
- ◆ なお、一般承継人は、開発許可又は法第43条第1項の許可に基づく地位を当然に承継しますので、開発行為を行う意思がないときは、法第38条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出をしなければなりません。

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
		自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
① 地位承継届出書（一般承継）	第19号	○	○	○	法第44条
② 地位承継の事由を証する書類		○	○	○	
③ 知事が必要と認める図書		△	△	△	

13 地位承継承認申請（法第45条）

○ 趣旨

- ◆ 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、開発許可権者の承認を受けて、開発許可に基づく地位を承継することができます（法第45条）。一般承継人以外の者が承継することを特定承継といい、この場合の承継人を特定承継人といいます。
- ◆ 開発許可は、特定の者に対して行われるものであり、許可を受けた地位はいわゆる一身専属的な性格を持つ地位であるから、法第44条に規定する一般承継人を除き、開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者といえども、開発行為を行うためには、本来は改めて開発許可を受けるべきものです。しかし、現実には、第三者が土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を譲り受けた場合には、当初の開発行為をそのまま引き継いで施行する事例がかなりあると考えられるので、事務手続の簡素化を図る観点から、許可に代えて開発許可権者の承認をもって足りることとしています。
- ◆ なお、法第45条に基づく地位承継承認申請については、法第44条に基づく地位承継届とは異なり、法第43条第1項の許可に基づく地位の承継についての規定はありません。これは、建築行為等の途中で第三者に所有権等が譲り渡されることは極めてまれであると考えられ、また、法第43条第1項の許可申請手続は開発許可の申請手続に比べて簡便であることから、同項の許可を受けた者の特定承継人について、事務手続の簡素化を理由として、新たな許可に代えて承認をもって足りることとする必要性が認められないからです。
- ◆ 地位承継承認に係る基準は、審査基準80ページを参照してください。

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
		自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
① 地位承継承認申請書（特定承継）	第20号	○	○	○	法第45条
② 地位承継の原因を証する書類		○	○	○	
③ 地位承継承諾書		○	○	○	（権利者）
④ 公団		○	○	○	3か月以内有効
⑤ 土地の登記事項証明書		○	○	○	3か月以内有効
⑥ 施行の妨げとなる権利者の同意書（造成 協力地を含む）		○	○	○	所有権者のみ
⑦ 同意者の印鑑証明書		○	○	○	
⑧ 申請者の資力及び信用に関する書類		○	△	-	△は1ha以上
⑨ 知事が必要と認める図書		△	△	△	

○ 標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
		市町	県	計
開発許可に基づく地位の承継の承認	法第45条	8	17	25

○ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

承認申請の種類	手数料
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1,700円
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,700円
(3) (1) 及び (2) 以外のものである場合	17,000円

1 4 証明願（60条証明）

○ 60条証明について

建築基準法第6条第1項の規定により建築確認申請をする際に、申請に係る計画が都市計画法の規定に適合していることを都市計画法施行規則第60条に基づき証明する書類です。

60条証明が必要か否かは、建築確認申請先の機関（県土整備事務所建築指導課又は指定確認検査機関）までお問い合わせください。

○ 提出図書

○印 … 添付 △印 … 該当する場合は添付 -印 … 添付不要

申請図書（添付書類を含む）	様式 番号	種 別			備 考
		自己外	自 己 業務用	自 己 居住用	
① 証明願	第26号	○			
② 公図		○			3か月以内有効
③ 土地の登記事項証明書		○			3か月以内有効
④ 位置図		○			
⑤ 附近見取図		○			
⑥ 求積図		○			
⑦ 現況図		○			
⑧ 土地利用計画平面図		○			
⑨ 建築物等の平面図		○			
⑩ 現況写真		○			
⑪ 知事が必要と認める書類		△			

○ 標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
		市町	県	計
諸証明書等の交付	省令第60条	10	10	20

○ 手数料

400円（福岡県領収証紙により納付）